

グローバル社会における 個人住民税のあり方 ～ 一括徴収と納税管理人 ～

平成30年度

第2回 個人住民税検討会

埼玉県 春日部市 市民税課(渡辺 博)

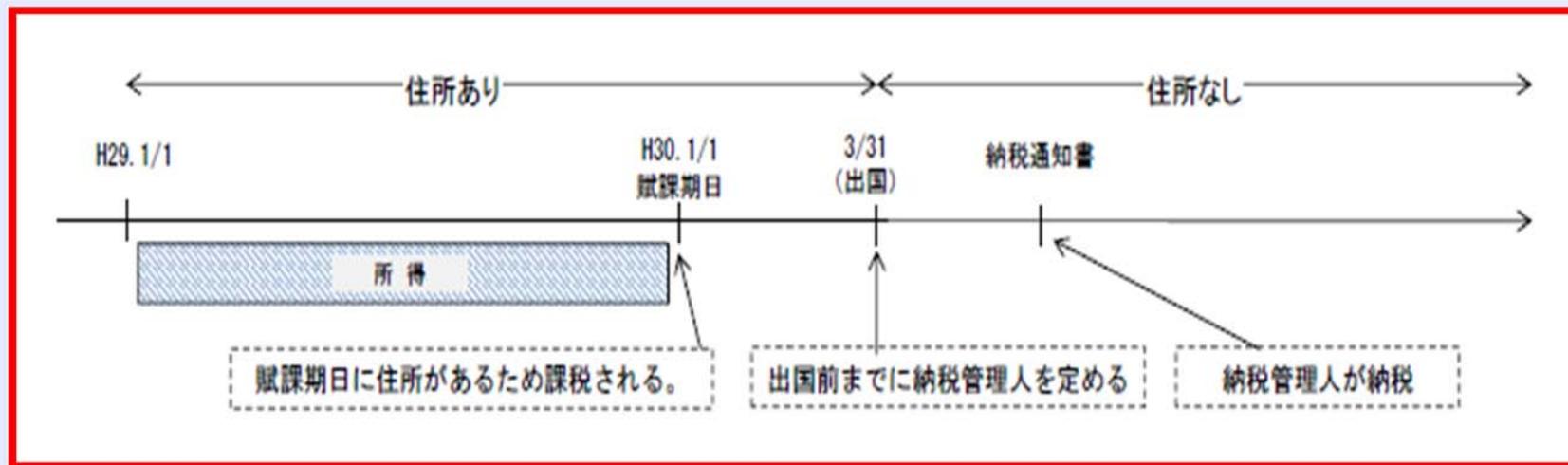


課 題

1. 賦課期日以降に退職し、出国する外国人等について、退職等の時期に関わらず特別徴収義務者が残税額の一括徴収を義務化することとした場合、どのような課題があるか。

個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱い

- 前年中に所得を得ていた者が賦課期日後に出国した場合、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においてもその納税義務は消滅しない。
- 賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税管理人に納付を委任することが原則。（地方税法第300条）



納税通知書の送付 春日部市の場合

■納税通知書の送付人数（H30年度）

○特別徴収	88,166人	} 133,221人
○普通徴収	45,055人	
○うち外国人	1,608人	(1.2%)
○そのうち出国者	<u>46人</u>	(2.9%)

退職者の特別徴収税額に係る残税額

- 以下①②の場合には、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならない。
- ① 6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合
 - ② 翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合

外国人退職者の一括徴収の状況 春日部市の場合

■外国人の異動届 (2017.11~2018.10)

○年間退職者	278人	
○一括徴収の人	<u>55人</u>	(19.8%)
○普通徴収の人	207人	(74.5%)
○転勤 (新たな勤務先へ)	16人	(5.7%)

外国人退職者の一括徴収の時期別状況 春日部市の場合

■外国人の残税額一括徴収の割合

○6月～12月 退職者 **189人**

一括徴収 25人 **(13.2%)**

普通徴収 158人 (83.6%)

転勤 6人 (3.2%)

○1月～4月 退職者 **89人**

一括徴収 30人 **(33.7%)**

普通徴収 49人 (55.1%)

転勤 10人 (11.2%)

個人住民税における納税管理人制度

- 納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めることとされている。
- ただし、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない。

納税管理人の設定 春日部市の場合

■納税管理人の勧奨

○毎年5月中旬にその年の1月2日以降に
国外転出した人に納税管理人申告書を送付している

■納税管理人の設定状況（H30年度）

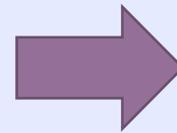
○そのうち納税管理人を設定した人は
1 人

不納欠損の状況 春日部市の場合

■平成29年度決算ベース

不納欠損全体

1, 481人
7, 140件
11, 586万円



国外へ転出

2人
23件
105万円
0.9%

残税額の一括徴収の義務化

賦課期日以降に退職し、出国する外国人等の残税額一括徴収の義務化に対する意見（課題）

- 公平な税負担の観点から望ましい制度
- 企業の負担が増加
 - ・徴収、納税の事務量の増加
 - ・退職外国人の出国意思の確認
- 納税義務者の負担が増加
 - ・多額の残税額が一度に徴収される
 - ・残税額が退職金を越えると一括徴収できない
- 次年度課税の収納対策にはならない



納税管理人の設置を徹底させる

課 題

2. 賦課期日後に出国する外国人に対する徴収方法について、一括徴収のほか、どのような制度的な対応が考えられるか。
その場合、どのような課題があるか。

外国人が退職し、出国する場合は、一括徴収と納税管理人の設定のどちらかを選択し、その選択結果を自治体に申告することを特別徴収義務者に義務づける。

⇒課題：企業の協力

まとめ

○出国した外国人未納者への対応として、住民税の現年課税化、再来日する際の在留資格審査に過去の納税状況をチェックするなど考えられますが、現行制度にある「特別徴収の一括徴収制度（1月～4月退職）」や「納税管理人制度」をもって対応できるものと思われます。しかし、義務化されているこの制度も現実にはうまく働かない実態があります。問題は実効性であり、この現行制度の徹底こそが、大きな課題であると考えます。



○退職時期に係らず一括徴収か納税管理人設定かのどちらかを選択し、その結果を自治体に申告することを特別徴収義務者に義務づける。